

勢田川流域等浸水対策協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、勢田川流域等浸水対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、平成29年台風第21号による勢田川流域等の浸水被害区域において、浸水被害を軽減するソフト・ハード対策の取組を国、三重県、伊勢市が一体的に推進するため、各行政機関が取組む事業の連携・調整等を図ることを目的とする。

(協議会の実施事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 浸水被害を軽減するソフト・ハード対策の取組に関わる調整等。
- (2) 浸水被害軽減のための対応等に重点を置いた浸水対策実行計画の策定。
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 協議会は、別表第1に掲げる委員により構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

会 長 1 名

(役員を選出)

第6条 会長は、伊勢市長の職にある委員をもって充てる。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

(幹事会)

第9条 会長は、協議会の審議のために必要な事業調整等のため、協議会内に幹事会を設置する。

2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。

3 幹事会には幹事長を置き、幹事長は、伊勢市都市整備部監理課長の職にある者をもって充てる。

4 幹事会は、幹事長が必要と認める場合に開催する。

5 幹事長は、幹事会での検討結果を協議会に報告するものとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、伊勢市都市整備部監理課に事務局を置く。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月26日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

区 分	機 関 名	役 職 名
会 長	伊勢市	市 長
委 員	伊勢市危機管理部	部 長
委 員	伊勢市産業観光部	部 長
委 員	伊勢市都市整備部	部 長
委 員	伊勢市上下水道部	部 長
委 員	三重県県土整備部	次 長
委 員	三重県農林水産部	次 長
委 員	三重県防災対策部	次 長
委 員	三重県伊勢建設事務所	所 長
委 員	三重県伊勢農林水産事務所	所 長
委 員	三重県南勢志摩地域活性化局	局 長
委 員	国土交通省三重河川国道事務所	事務所長

別表第2（第9条関係）

区 分	職 名
伊勢市	危機管理部 危機管理課長
	産業観光部 農林水産課長
	都市整備部 監理課長 ◎
	基盤整備課長
	維持課長
	上下水道部 下水道建設課長
三重県	県土整備部河川課長 ◎
	県土整備部施設災害対策課長
	県土整備部下水道課長
	農林水産部農業基盤整備課長
	防災対策部災害対策課長
	伊勢建設事務所副所長兼保全室長
	伊勢建設事務所事業推進室長
	伊勢農林水産事務所農村基盤室長
	南勢志摩地域活性化局副局長兼地域活性化防災室長
国	三重河川国道事務所 副所長
	工務第一課長 ◎
	河川管理課長
	調査課長

◎：各機関窓口